地方自治法第199条第7項の規定による、指定管理者監査を実施 したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いた します。

平成30年2月28日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 天 谷 浩 明

記

- 1. 監査の実施日 平成30年2月8日
 - (1) 公の施設

とちぎ市民活動推進センター

(2) 指定管理者 特定非営利活動法人ハイジ

3. 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。

4. 監査の結果

施設設置の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好な ものと認められた。

以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

とちぎ市民活動推進センターは、市民の自発的で営利を目的と しない社会貢献活動を支援する事を目的として、平成17年3月 に設置された施設である。

指定管理者である特定非営利活動法人ハイジは、平成28年度新規事業「岩舟交流さろん」をはじめ、さまざまな活動をしているゲストを招いて話し合う「くららで話そ!」、「蔵の街高校生ボランティアスクール」や「蔵の街青春委員会」など幅広い年齢層に向けた事業を積極的に展開するとともに、情報紙、ホームページ、SNSによる情報発信にも力を入れ、当施設の設置目的に沿った効果的な運営に努めている。

(2) 会計経理について

市からの委託料 15,980,000 円は、当施設の効率的、効果的な運営業務を担うことを目的に交付されるものである。支出については、人件費や光熱水費、消耗品費が主なものであるが、その目的に沿って執行されている。

また、諸帳簿並びに書類は符合しており、それぞれおおむね適 正に処理されていた。

(3) 要望について

当団体においては、積極的かつ先進的な活動により市民活動の 推進に大いに貢献している点において高く評価される。今後とも 市民活動の拠点として、より一層活発な事業展開を期待する。

なお、収支計画については、前年踏襲により計画額を決定していると思われるところが見受けられた。その結果、経費節減に努めているにも関わらず、指定管理料が前年度に比べて増額するという矛盾が生じている。収支計画は予算執行の基礎となるとともに、その年度の指定管理料を決定するものであるから、前年度の実績などを反映しながら弾力的な収支計画を作成し、最小の経費で最大の効果が得られるよう努めていただきたい。

また、事業報告書の提出日が基本協定書で定められた期限を過ぎている、事業計画書の提出期限が不明確である等の事項が散見された。指定管理者は基本協定書に基づいて管理運営することが基本であり、所管課においては、協定に基づき適正に運営されているかを確認し、改善すべき点があれば指定管理者への指導を忌

避することなく検証することが必要である。基本協定書を再度確 認するとともに、指定管理者と行政とが相互に協力し、当施設が 適正かつ円滑に運営されるよう要望する。

(参考) 監査対象となった施設の概要

- (1)名 称 とちぎ市民活動推進センター(2)所在地 栃木市境町19番3号
- (3) 施設概要
 - ・敷地面積 965.53 m²
 - ·建築総面積 329.00㎡
 - ・建築構造 鉄骨造2階建・開館年月 平成17年3月

 - ・ 貸室及び貸設備の内容

室名又は設備名	面積等	収容人員等
会 業 室	62.8 m²	3 5 人
作業室・印刷室	37.5 m ²	15人
ロッカー	30個	30団体分
印 刷 機	1 台	